Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分					注 利用者の割合が規定数を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 ~~看護サービス加算~~	注 ~~看護体制加算~~	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 ~~機能訓練加算~~を算定する利用者数の規定を満たしていない場合	注 3時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算	注 事業所が感染症を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	① 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1	472	×70/100	×70/100	~~-1/100~~	~~-1/100~~	×63/100	+3/100	3時間以上3時間未満の場合 +30単位 3時間以上3時間未満の場合 +60単位 3時間以上3時間未満の場合 +90単位 3時間以上3時間未満の場合 +120単位 3時間以上3時間未満の場合 +150単位 3時間以上3時間未満の場合 +180単位	+5/100	1回につき +40単位	1回につき +55単位	1月につき +120単位（1月に1回を限度）	1月につき +200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1月につき +120単位	1回につき +27単位	1月につき +20単位	1回につき +40単位	1月につき +50単位	1月につき +200単位	1回につき +30単位（6月に1回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1月につき +110単位	1月につき +160単位	1月につき +40単位	1日につき −34単位	片道につき −47単位
			要支援2	535																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1	497																							
			要支援2	551																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1	741																							
			要支援2	816																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1	765																							
			要支援2	851																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1	851																							
			要支援2	961																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1	886																							
			要支援2	991																							
	② 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（旧単独型）	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1	426					×63/100																		
			要支援2	479																							
		(二) 4時間以上5時間未満	要支援1	449																							
			要支援2	498																							
		(三) 5時間以上6時間未満	要支援1	667																							
			要支援2	741																							
		(四) 6時間以上7時間未満	要支援1	684																							
			要支援2	762																							
		(五) 7時間以上8時間未満	要支援1	771																							
			要支援2	864																							
		(六) 8時間以上9時間未満	要支援1	796																							
			要支援2	891																							
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	① 3時間以上4時間未満		要支援1	365					×63/100																		
			要支援2	402																							
	② 4時間以上5時間未満		要支援1	405																							
			要支援2	774																							
	③ 5時間以上6時間未満		要支援1	613																							
			要支援2	675																							
	④ 6時間以上7時間未満		要支援1	626																							
			要支援2	697																							
	⑤ 7時間以上8時間未満		要支援1	704																							
			要支援2	793																							
	⑥ 8時間以上9時間未満		要支援1	732																							
			要支援2	818																							

			注
ハ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき 22単位を加算	
	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき 18単位を加算	
	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1回につき 6単位を加算	
ニ 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×224／1000	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×182／1000	
	(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×43／1000	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×31／1000	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×25／1000	
ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×23／1000		所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

注 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害への予防及び万一の際の被害を最小限に留まるよう、平時から業務継続のための取組を行うことが重要であることから、令和6年3月31日までの間適用しない。

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。